千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成２９年３月改訂

千　葉　県

目　次

序　章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第１章　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２　対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　３　対象物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　５　処分期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み・・・・・・・・・・・・・６
　１　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み・・・・・・・・・・・・・・６

第３章　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・８
　１　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　（１）ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　（２）ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要なその他の措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

　２　ＰＣＢ廃棄物の処理の体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　（１）高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　（２）低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　（３）ＰＣＢ廃棄物の処理の体制の確保のために必要な各関係者の役割・・・・・・13
　（４）関係者との連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

序　章

ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）は、電気絶縁性が高い、熱で分解しにくい、不燃性である等化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体等様々な用途で使われてきた。

しかし、食用油の製造設備で熱媒体として用いられていたＰＣＢが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を生じさせたカネミ油症事件が昭和４３年に起き、その毒性が問題化した。

さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からＰＣＢが検出される等、ＰＣＢによる汚染が社会問題となり、昭和４８年１０月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）」に基づき、昭和４９年６月からは、ＰＣＢの製造、輸入が事実上禁止されている。

その後３０年以上にわたりポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の処理体制は整わず、ＰＣＢ廃棄物の保管が長期化したため、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うＰＣＢ廃棄物の紛失が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このような状況から、平成１３年７月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号。以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）」が施行され、平成２８年７月までにＰＣＢ廃棄物を全て処分することになり、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」という。）」で、拠点的な広域処理施設を全国で５箇所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道）整備することとなった。

国は、環境事業団を活用してＰＣＢ廃棄物の処理施設の整備に着手し、平成１４年４月には、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「一都三県」という。）のＰＣＢ廃棄物を広域的に処分する施設の整備について東京都へ要請した。この要請を受け、東京都は、安全性確保等の受入条件の遵守を前提として、地元自治体の理解を得たうえで、中央防波堤内側埋立地にＰＣＢ廃棄物処理施設の設置を受け入れた。

環境事業団は、一都三県のＰＣＢ廃棄物の処理を行う東京事業について、平成１４年１１月に環境大臣の認可を取得し、その後事業を承継するために設立された日本環境安全事業株式会社（平成２６年１２月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に社名が変更された。）により、平成１７年１１月からＰＣＢ廃棄物の処理が開始された。

一方、ＰＣＢ特別措置法施行後の平成１４年に、ＰＣＢを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のＰＣＢが検出されるものがあることが判明したことを受け、国は焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえたうえで、平成２１年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）で規定される無害化処理認定制度の対象に微量のＰＣＢに汚染された廃棄物を追加した。

その後、当該制度を活用して微量のＰＣＢに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取り組みが始まり、平成２２年から処理が開始された。

処理開始後に明らかになった課題への対応等により、当初予定していた平成２８年７月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となった。国は、平成２４年１２月にＰＣＢ特別措置法施行令を改正し、処分期限を平成３９年３月３１日まで延長した。また、１日でも早い処理完了に向けて、国は、平成２６年６月にＰＣＢ廃棄物処理基本計画を見直し、処理期限を延長するとともに、一都三県のＰＣＢ廃棄物の一部を、北海道ＰＣＢ処理事業所及び北九州ＰＣＢ処理事業所で処理する等、拠点的広域処理施設を最大限活用する処理体制を構築した。

しかし、ＰＣＢ廃棄物を保管しているにもかかわらず処分委託をしない事業者や使用中のＰＣＢ使用製品が多く存在し、期限内処理の達成は容易ではないと見込まれたことから、国は、平成２８年５月にＰＣＢ特別措置法の改正及び平成２８年７月にＰＣＢ廃棄物処理基本計画の改訂を行い、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理期限の実質的前倒しや、高濃度ＰＣＢ使用製品に対する規制、期限内処理の早期達成に向けた都道府県市の立入検査等権限の強化について整備した。

こうした状況を踏まえ、平成２０年９月に策定した「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の見直しを行い、県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ＰＣＢ特別措置法第７条に基づき、本処理計画を改訂するものである。

第１章　基本事項

１　趣旨

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

この計画は、ＰＣＢ特別措置法第７条に基づく法定計画であり、「千葉県廃棄物処理計画」及び「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」に即して定める計画である。

２　対象区域

千葉県全域

３　対象物

県内で保管されている、ＰＣＢ特別措置法第２条第１項に定めるＰＣＢ廃棄物(注１)及び県内で使用されている同条第３項に定めるＰＣＢ使用製品(注２)を対象とする。

注１　ＰＣＢ原液、ＰＣＢを含む油又はＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第２条第１項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）

注２　ＰＣＢ原液又はＰＣＢを含む油若しくはＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）

４　計画期間

平成３９年３月３１日まで(注３)

注３　ＰＣＢ特別措置法第１４条に基づき同法施行令第７条で定める期間

５　処分期間

ＰＣＢ廃棄物の処分期間は、表１に示すとおり、ＰＣＢ特別措置法第１０条第１項に基づき同法施行令第６条で定める期間及び同法第１４条に基づき同法施行令第７条で定める期間とする。なお、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）及びＰＣＢ使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）は、原則として処分期間内にＰＣＢ廃棄物を確実かつ適正に処分しなければならない。

ただし、高濃度ＰＣＢ廃棄物(注４)及び高濃度ＰＣＢ使用製品（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に定める自家用電気工作物のうち高濃度ＰＣＢが使用されたもの（以下「高濃度ＰＣＢ使用電気工作物」という。）を除く。以下同じ。）(注５)については、ＰＣＢ特別措置法第１０条第３項及び同法第１８条第２項に定める要件に該当した場合においては、処分期間の末日から起算して１年を経過した日（以下「特例処分期限日」

という。）までに処分することとする。

ＰＣＢ廃棄物処理基本計画では、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業所ごとに、表２のとおり計画的処理完了期限及び事業終了準備期間が定められている。

計画的処理完了期限とは、保管事業者及び所有事業者が同社に対し処分委託を行うことができる期限である。事業終了準備期間とは、計画的処理完了期限までにＰＣＢ廃棄物の処理を終えた同社の各事業所が、その事業終了のための準備を行う期間である。

注４　ＰＣＢを含む油が廃油となったもののうち、そのＰＣＢ濃度が 0.5%を超えるもの及びＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち当該部分に含まれているＰＣＢの重量が 5,000mg/kg を超えるもの

注５　ＰＣＢを含む油のうち、そのＰＣＢ濃度が 0.5%を超えるもの及びＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち当該部分に含まれているＰＣＢの重量が 5,000mg/kg を超えるもの

表１　ＰＣＢ廃棄物の処分期間

ＰＣＢ廃棄物の種類		処分期間(注６)	特例処分期限日
高濃度ＰＣＢ廃棄物・高濃度ＰＣＢ使用製品	廃ＰＣＢ、高圧変圧器、高圧コンデンサー等	平成３４年３月３１日まで	平成３５年３月３１日
	高圧コンデンサーの一部で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州ＰＣＢ処理事業所で処理するもの	平成３０年３月３１日まで	平成３１年３月３１日
	安定器及び汚染物(注７)等	平成３５年３月３１日まで	平成３６年３月３１日
低濃度ＰＣＢ廃棄物(注８)（高濃度ＰＣＢ廃棄物を除くＰＣＢ廃棄物）		平成３９年３月３１日まで	

注６　処分期間は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業所ごとに定められる計画的処理完了期限の１年前までと定められている。

注７　高濃度のＰＣＢを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度ＰＣＢ廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたもの

注８　高濃度ＰＣＢ廃棄物を除くＰＣＢ廃棄物又は微量のＰＣＢに汚染された変圧器等の重電機器及びＯＦケーブルが廃棄物となったもののうち当該部分に含まれているＰＣＢの重量の割合が 0.5mg/kg を超えるもの

表２　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における
計画的処理完了期限及び事業終了準備期間

	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
東京ＰＣＢ処理事業所	平成３５年３月３１日	平成３５年４月１日から 平成３８年３月３１日まで
北九州ＰＣＢ処理事業所	平成３１年３月３１日	平成３１年４月１日から 平成３４年３月３１日まで
北海道ＰＣＢ処理事業所	平成３６年３月３１日	平成３６年４月１日から 平成３８年３月３１日まで

６　その他

本計画は「千葉県廃棄物処理計画」及び国の「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」の改訂、処理体制の状況等の変化を勘案して、適宜見直すこととする。

第２章　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

１　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

ＰＣＢ廃棄物の保管量、ＰＣＢ使用製品の使用量及びＰＣＢ廃棄物の処分量の見込みを表３に示す。

なおＰＣＢ廃棄物の保管量とＰＣＢ使用製品の使用量の合計（表中Ａ＋Ｂ及びＤ＋Ｅ）を今後のＰＣＢ廃棄物の発生量とし、これらが第１章５の表１に示す処分期間内に全量処分されるものとして、処分量の見込みを算出している。

表３　ＰＣＢ廃棄物の保管量、ＰＣＢ使用製品の使用量及びＰＣＢ廃棄物の処分量の見込み

（平成２８年３月３１日時点）

PCB廃棄物の種類	高濃度			低濃度				
	保管量（注1）（A）	使用量1（注1）（B）	使用量2（注2）（C）	保管量（注1）（D）	使用量1（注1）（E）	使用量2（注2）（F）	処分量の見込み（注7）（G=A+B+D+E）	処分量の見込み（注8）（H=G+C+F）
高圧変圧器（台）	329	2	23	182	96	1,833	609	2,651
低圧変圧器（台）	110	0		40	36		186	
高圧コンデンサー（台）	8,031	204	491	580	47	133	8,862	46,904
低圧コンデンサー（台）	34,014	16		3,288	100		37,418	
柱上変圧器（台）（注5）	3	0	0	7	2	14	12	26
安定器（台）	236,369	8,919		4,496	144		249,928	249,928
ＰＣＢ（kg）	4662.44	0.13		0.51	0		4,663.08	4,663.08
ＰＣＢを含む油（kg）	209,137.82	0.01		681,003.96	50,272		940,413.79	940,413.79
感圧複写紙（kg）	4,874.5	0		297.9	0		5,172.4	5,172.4
ウエス（kg）	6,238.95	0		23,620.09	0		29,859.04	29,859.04
その他の機器等（台）（注3）	3,338	11	12	21,822	1,730	211	26,901	27,124
汚泥（kg）	59,294.2	0		567,009.1	0		626,303.3	626,303.3
その他（kg）（注4）	65,853.36	0		604,407.03	45,340.22		715,600.6	715,600.6
電気事業者の柱上変圧器（台）（注6）	0	0		80,246	26,171		106,417	106,417

注１　ＰＣＢ特別措置法第８条第１項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数（個数）や重量で計上できないものがある。ＰＣＢ、ＰＣＢを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kgとして重量に換算し計上している。

注２　電気事業法第１０６条の規定に基づく電気関係報告規則第４条の２の規定により提出された届出を基に算出した数量。注１の、ＰＣＢ特別措置法に基づき届け出られた使用量と重複があることに留意する必要が

ある。

注３　「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル、ＯＦケーブル等をいう。

注４　「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のＰＣＢ汚染物、コンサベーター等の機器のうちＰＣＢに汚染されたものをいう。

注５　電気事業者の柱上変圧器を除く。

注６　東京電力パワーグリッド株式会社が所有するもの。平成２８年１０月３１日時点。

注７　ＰＣＢ特別措置法第８条第１項の規定に基づき届出がなされた保管中の廃棄物及び使用中の機器について、第１章５の表１に示す処分期間内に、全量がＰＣＢ廃棄物として処分されるものと仮定した場合の数量。

注８　注７の数量に加えて、電気事業法第１０６条の規定に基づく電気関係報告規則第４条の２に基づき届出がなされた、使用中の電気工作物のうちＰＣＢが使用されたもの（以下「ＰＣＢ使用電気工作物」という。）について、第 1 章５の表１に示す処分期間内に、全量がＰＣＢ廃棄物として処分されるものと仮定した場合の数量。

第３章　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

１　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

（１）ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導に関する事項

ア　監視、指導について

保管事業者及び所有事業者に対して、ＰＣＢ特別措置法に基づく事業者の義務の履行状況について確認を行い、必要な指導又は措置等を講じる。また、必要に応じて立入検査を実施し、廃棄物処理法に基づく保管基準、委託基準及び処理基準を遵守したうえで適正保管及び適正処理が行われているかについて確認を行い、必要な指導又は措置等を講じる。加えて、第１章５の表１に示す処分期間内又は特例処分期限日までに処分を完了する計画であるかを確認し、処理計画の策定について指導する。

低濃度ＰＣＢ使用製品については、平成３７年までにＰＣＢの使用全廃を定めている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）」を踏まえたうえで、計画的な廃棄及び処分を行うよう求める。

高濃度ＰＣＢ使用電気工作物については、電気事業法の枠組みの中で適正に管理及び廃棄を行い、処分期間内又は特例処分期限日までに処分を完了させる。

イ　命令及び行政代執行について

処分期間内又は特例処分期限日までに処分されない高濃度ＰＣＢ廃棄物については、ＰＣＢ特別措置法第１２条の規定に基づき、保管事業者に対して改善命令を発出し、処理を確実に進める。加えて、処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されない高濃度ＰＣＢ使用製品及び高濃度ＰＣＢ使用電気工作物については、ＰＣＢ特別措置法第１８条第３項及び同法第２０条第２項の規定に基づき、これをＰＣＢ廃棄物とみなしたうえで改善命令の対象とする。

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ＰＣＢ廃棄物を期限内に処分することが困難となった事案については、必要に応じてＰＣＢ特別措置法第　１３条の規定に基づき行政代執行を行う。

（２）ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要なその他の措置に関する事項

ア　ＰＣＢ使用製品及びＰＣＢ廃棄物に係る掘り起こし調査について

ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品（以下「ＰＣＢ廃棄物等」という。）を把握するために、「未処理のＰＣＢ使用製品及びＰＣＢ廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」

（環境省）に基づき、電気事業法に定める自家用電気工作物設置者及びＰＣＢが使用されている安定器等を保有している可能性のある事業者に対し、処分期間内の確実かつ適正な処分が達成できるよう計画的に調査を実施する。調査により新たに把握したＰＣＢ廃棄物等を保有している事業者については、ＰＣＢ特別措置法に基づく届出の指導や廃棄物処理法に基づく適正保管に関する指導を行う。

イ　情報提供について

保管事業者及び所有事業者から提出されたＰＣＢ特別措置法第８条第１項に基づく届出書を、同法第９条の規定に基づき、縦覧等により県民に対し公開するとともに、ＰＣＢ特別措置法の内容やＰＣＢ廃棄物の処理方法等について、ウェブサイト、パンフレット及び各種広報誌等により広く情報提供する。

２　ＰＣＢ廃棄物の処理の体制に関する事項

（１）高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制

高濃度ＰＣＢ廃棄物は、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画に即して、表４に示す中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設において処分する。

表４　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制

事業者の名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社		
処理施設の名称	東京ＰＣＢ廃棄物処理事業所	北九州ＰＣＢ廃棄物処理事業所	北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業所
処理施設の所在地	東京都江東区青海三丁目地先（中央防波堤内側埋立地）	福岡県北九州市若松区響町一丁目６２番地２４	北海道室蘭市仲町１４番地７
処理能力	2t/日（注１）	1.5t/日（注１）	12.2t/日（注２）
対象物	廃ＰＣＢ、高圧変圧器、高圧コンデンサー等	高圧コンデンサーの一部	安定器及び汚染物等
処理方法	水熱酸化分解法（注３）	脱塩素化分解法（注４）	プラズマ溶融分解法（注５）
計画的処理完了期限	平成３５年３月３１日	平成３１年３月３１日	平成３６年３月３１日
事業終了準備期間	平成３５年４月１日から平成３８年３月３１日まで	平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日まで	平成３６年４月１日から平成３８年３月３１日まで

注１　ＰＣＢ分解量

注２　安定器及び汚染物量

注３　高温・高圧の熱水中でＰＣＢを水酸化ナトリウムにより脱塩素化し、さらに酸化反応により、水・塩化ナトリウム・二酸化炭素に分解する処理方式

注４　添加した脱塩素化剤との化学反応により、ＰＣＢ分子中の塩素原子を水素置換することで、ビフェニル等のPCB 以外の物質に変換する処理方式

注５　15,000℃以上のプラズマを、ドラム缶に入ったままの安定器及び汚染物等に対して照射し、容器ごと溶融することでＰＣＢを分解する処理方式

（２）低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制

ア　低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制

低濃度ＰＣＢ廃棄物は、環境大臣から廃棄物処理法第１５条の４の４第１項に基づき無害化処理認定を受けた施設や、都道府県知事から同法第１４条の４に基づき特別管理産業廃棄物処理業の許可を受け、かつ同法第１５条に基づき特別管理産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設において処分する。参考として、

一都三県内に設置されている無害化処理認定施設を表５に示す。

表５　一都三県内に設置されている無害化処理認定施設（平成２９年２月１３日時点）

事業者の名称	処理施設の所在地	処理方法	対象物		
			廃油	変圧器・コンデンサー等	その他汚染物
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区	焼却（注６）	○		
杉田建材株式会社	千葉県市原市	焼却（注７）	○	○	○
ＪＦＥ環境株式会社	神奈川県横浜市	焼却（注８）	○		○
株式会社かんでんエンジニアリング	千葉県袖ケ浦市ほか（注 12）	洗浄（注９）		○	
東芝環境ソリューション株式会社	東京都青梅市ほか（注 12）	分解・洗浄（注 10）		○	
株式会社電力テクノシステムズ	神奈川県横須賀市ほか（注 12）	洗浄（注 11）		○	

注６　流動床ガス化溶融炉方式

注７　ストーカー炉焼却方式及び固定床炉（二次燃焼室を含む）

注８　ロータリーキルン・ストーカー炉焼却方式

注９　溶剤循環洗浄法（常温条件）

注 10　化学的脱塩素化分解・洗浄法（ＣＤＰ法）

注 11　加熱強制循環洗浄法

注 12　保管事業場から搬出が困難な大型変圧器等のもとに洗浄装置を移動・設置し、オンサイトでＰＣＢの無害化処理を実施する方法。洗浄装置を移動・設置することは処理施設の新規設置であると取り扱われるため、処理を行う場所で、都度、無害化処理認定申請を行う必要がある。

イ　電気事業者の低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制

低濃度ＰＣＢ廃棄物のうち、東京電力パワーグリッド株式会社の柱上変圧器については、表６に示す処理施設において処理する。

表６　東京電力パワーグリッド株式会社の柱上変圧器の処理体制

事業者の名称	東京パワーテクノロジー株式会社	東京臨海リサイクルパワー株式会社
処理施設の名称	川崎リサイクルセンター	東京臨海リサイクルパワー株式会社
処理施設の所在地	神奈川県川崎市川崎区扇島４－１６	東京都江東区青海三丁目地先
処理能力	140t/日	81.6kL/日
対象物	東京電力パワーグリッド株式会社が供給区域（注 13）で使用していた柱上変圧器	
	抜油後の柱上変圧器の筐体	柱上変圧器に使用されていたＰＣＢを含む油
処理方法	洗浄（精密再生洗浄法）	焼却（流動床ガス化溶融炉方式）

注 13　栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部

（３）ＰＣＢ廃棄物の処理の体制の確保のために必要な各関係者の役割

保管事業者、所有事業者、処理業者、県及びＰＣＢ特別措置法第２６条に基づく政令市である千葉市、船橋市、柏市（以下「政令市」という。）は、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保のために、それぞれ次の役割を果たすこととする。

関係者は、ＰＣＢ廃棄物の種類が多岐にわたること、処分期間内に限られた施設で処分しなければならないこと等を踏まえ、相互に協力して計画的な搬出、収集・運搬及び処分に努める。

ア　保管事業者

（ア）廃棄物処理法第１２条の２第１項に基づく同法施行令第６条の５第１項による保管の基準を遵守し、ＰＣＢ廃棄物からＰＣＢの飛散、流出及び漏えいがないよう、また、ＰＣＢ廃棄物を紛失することのないよう、自らの責任において適正に保管する。

（イ）ＰＣＢ特別措置法第８条第１項に基づき、前年度の保管及び処分等の状況について、県又は政令市に届け出る。

（ウ）第１章５の表１に示す処分期間内又は特例処分期限日までに、確実かつ適正に処分を完了する。

（エ）ＰＣＢ廃棄物の運搬や搬出のためにやむを得ず機器の分解が必要な場合は、環境省が定める「搬出困難な微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」（以下「解体ガイドライン」という）等に基づき、機器からＰＣＢが飛散、流出及び漏えいすることのないよう実施する。

（オ）全てのＰＣＢ廃棄物の処分が完了した場合、ＰＣＢ特別措置法第１０条第２項に基づき、処分が完了した旨を県又は政令市に届け出る。

イ　所有事業者

（ア）ＰＣＢ使用製品から、ＰＣＢが飛散、流出及び漏えいしないよう、また、ＰＣＢ使用製品自体を紛失しないよう適正に管理する。

（イ）高濃度ＰＣＢ使用製品については、ＰＣＢ特別措置法第８条第１項に基づき、前年度の使用状況について、県又は政令市に届け出る。

（ウ）高濃度ＰＣＢ使用製品については、第１章５の表１に示す処分期間内又は特例処分期限日までに、確実かつ適正に廃棄及び処分を完了する。低濃度ＰＣＢ使用製品については、ストックホルム条約を踏まえたうえで計画的に廃棄し、第１章５の表１に示す処分期間内に処分を完了するか、機器からＰＣＢを除去する(注 14)。

（エ）使用を中止したＰＣＢを含む機器の運搬や搬出のためにやむを得ず機器の分解が必要な場合は、環境省の解体ガイドライン等に基づきＰＣＢが飛散、流出及び漏えいすることのないよう実施する。

（オ）全ての高濃度ＰＣＢ使用製品の廃棄が完了した場合、ＰＣＢ特別措置法第１９条にて準用する同法第１０条第２項に基づき、廃棄が完了した旨を県又は政令市に届け出る。

（カ）高濃度ＰＣＢ使用電気工作物については、電気事業法で定めるところにより適正に管理及び廃止を行う。

注 14　課電自然循環洗浄法による

ウ　処理業者

（ア）処分業者

ａ　ＰＣＢ廃棄物処理施設からの排気、排水等が周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理を行う。また、周辺大気等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを確認する。

ｂ　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理施設においては、廃棄物処理法及び後述する各地域の広域協議会等で決定した事項を遵守し、確実かつ適正に高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を行う。

ｃ　無害化処理認定施設等においては、環境省が定める「低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－」及び「低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関するガイドライン－洗浄処理編－」を遵守し、確実かつ適正に低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を行う。

ｄ　ＰＣＢ廃棄物処理施設の操業状況及び測定結果等、維持管理状況の情報公開を積極的に行い、ＰＣＢ廃棄物処理施設の安全性について地域住民の理解と信頼を得ることに努める。

（イ）収集・運搬業者

ａ　運搬中にＰＣＢ廃棄物からＰＣＢが飛散、流出及び漏えいすることを防止するため、環境省が定める「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「収集・運搬ガイドライン」という。）並びに各地域の広域協議会等で決定した事項を遵守するとともに、ＰＣＢ廃棄物を処分先に運搬する際は、処分業者が定める受入基準を遵守する。

ｂ　車両事故等による収集・運搬中のＰＣＢ廃棄物からのＰＣＢの飛散、流出及び漏えいに迅速かつ的確に対処するため、収集・運搬ガイドラインに従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

ｃ　ＰＣＢ廃棄物を安全かつ確実に収集・運搬するために、ＰＣＢ廃棄物の収集・運搬に従事する者に対して、収集・運搬の方法や緊急時の対応等、必要な事項を教育する。

エ　県及び政令市

（ア）保管事業者及び所有事業者に対し、それらの機器が紛失することのないよう、保管状況や使用状況を調査するとともに、必要に応じ立入検査を実施して、保管状況や使用状況を把握する。

（イ）収集・運搬業者に対し、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、収集・運搬ガイドライン及び各地域の広域協議会等で決定した事項等について遵守するよう、監視、指導を行う。

（ウ）処分業者に対し、ＰＣＢ廃棄物の処分が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視、指導を行う。

（エ）県民に対し、保管事業者及び所有事業者から提出された届出書の内容を毎年公表する等の情報の提供を行い、ＰＣＢ廃棄物の処理について県民の理解を深めるよう努める。

（オ）事業者等からのＰＣＢ廃棄物の保管や処分についての相談に対応するとともに、期間内に処分が完了するよう、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理に関する周知、啓発を行う等、計画的な処理の推進を図る。

（カ）県は、中小企業者等が保管するＰＣＢ廃棄物の処分費用の負担を軽減するために設けられた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」（注 15）の造成に協力する。

（キ）国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係の事業者等と協力して、未処理事業者の一覧表を作成する。未処理事業者に対して、処理時期の確認及び処分期間内の確実かつ適正な処分に向けた必要な指導を行うとともに、届出書を提出していない事業者に対しては必要な指導を行う。

（ク）県及び政令市は、自らもＰＣＢ廃棄物の保管事業者であることから、保管するＰＣＢ廃棄物及び保有するＰＣＢ使用製品について、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画に即して率先して処理を行う。

注 15　独立行政法人環境再生保全機構が運営する基金であり、平成１３年度から国及び都道府県により造成されている。中小企業者等が保管するＰＣＢ廃棄物の処分費用のうち 70%又は 95%を補助することとしている。

（４）関係者との連携体制

ア　県内政令市等会議

県及び政令市は、管内で保管及び所有されているＰＣＢ廃棄物等の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために、協力、連携しながら監視、指導を行うとともに、必要に応じて連絡会議等を開催し、情報の共有を図る。

イ　早期処理連絡会

国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係者及び一都三県内の関係

自治体により構成される「東京地域ＰＣＢ廃棄物早期処理連絡会」において、ＰＣＢ廃棄物の処理に係る地方実務レベルの情報交換や各自治体による取組状況の共有等を行い、ＰＣＢ廃棄物の早期処理に係る連携体制を整備する。

ウ　広域協議会

特に、高濃度ＰＣＢ廃棄物については、事業対象地域内での処理計画や関係自治体の収集・運搬業者の許可水準、緊急連絡体制の整備等必要な事項について、「東京ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会(注 16)」及び「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域協議会(注 17)」において、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び関係自治体の間で調整し、連携してＰＣＢ廃棄物の円滑な処理を図る。

また、北九州ＰＣＢ処理事業所についても同様に、「北九州ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」等における調整内容を踏まえたうえで、連携してＰＣＢ廃棄物の円滑な処理を図る。

注 16　一都三県内のＰＣＢ廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県及び 11 政令市で構成する協議会

注 17　北海道事業対象地域のＰＣＢ廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、北海道、東北地域、北関東地域、甲信越地域、北陸地域及び南関東地域の１都１道１８県並びに室蘭市で構成する協議会